

## 【不法無線局の妨害事例】

### 1 不法市民ラジオ

不法市民ラジオは、船舶海難救助用等の電波に妨害を与え、船舶の緊急通信や安全航行が困難となり人命に関わる場合もあります。

また、不法無線機の出力が大きい場合は、テレビ・ラジオの受信に障害を与え画面に縞模様が出たり音声が入ったりして視聴が困難となります。近年は電話機・コンピュータ等の電子機器にも影響を与えています。



### 2 不法パーソナル無線

改造したパーソナル無線は、携帯電話、地域防災行政無線、その他業務用無線に混信妨害を与えています。これらの無線は混信妨害を受けると、一度に多くの利用者が通信不能に陥る可能性もあり、社会的に大きな影響を与えています。



### 3 不法アマチュア無線

アマチュア無線は、無線従事者の資格と、無線局の免許の両方が必要です。

しかし、免許を取得せず、無資格で電波を発射している不法無線局が多く見られます。

また、市販のアマチュア無線機を改造し、消防・救急・鉄道などの公共性の高い重要無線通信に妨害を与えています。



### 4 外国規格のトランシーバー

近年「FRS（ファミリー・ラジオ・サービス）」「GMRS（ゼネラル・モバイル・ラジオ・サービス）」「UHF-CB（市民バンド）」等といった外国規格の無線機が流通しています。これらの無線機が使用する周波数は、国内の防災行政用無線や放送業務用無線等の重要無線に使われており、妨害を与えています。



## 5 外国規格のベビーモニタ

国内で使用できない外国規格のベビーモニタが流通しています。このベビーモニタが使用する周波数は、携帯電話やMCA業務用無線等の重要無線に使われており、妨害を与えています。



(左) 受信部 (右) カメラ送信部

### 【参考】

電波法関係条文抜粋

第 4 条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

第 110 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 4 条の規定による免許（中略）がないのに、無線局を開設した者
- 二 第 4 条の規定による免許（中略）がないのに、かつ、（中略）無線局を運用した者
- 三 （以下省略）